

別記 7－2

バイオマスの地産地消（整備事業）

第1 事業内容等

家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマスの活用は、農山漁村の活性化や農林漁業者の所得向上に貢献するとともに、みどりの食料システム戦略においても、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けて重要な取組である。このような中、エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、農林漁業関連施設へのエネルギー（電気・熱・ガス）の供給、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備（マテリアル（バイオマスプラスチック（原料）及びシリカ等をいう。以下同じ。）製造設備含む。以下同じ。）に対して支援する。

（1）バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル）

農業生産活動から発生するバイオマスを活用してエネルギーと肥料・堆肥・再生敷料（以下「肥料等」という。）の複合利用を実現するために必要な施設の整備
(2) 地域資源循環の高度化

ア 地域一体モデル

バイオマスを軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりに向けて、地域における複数のバイオマスの組み合わせや、他の再エネ電源も活用しつつ、地域のエネルギー自給を目指すために必要な施設の整備

イ マテリアル利用推進モデル

未利用系バイオマスの一層の利活用に向けて、マテリアル利用による地域資源循環の高度化のために必要な施設の整備

（3）バイオマス新技術活用モデルの構築（スマート技術モデル）

これまで利用が進んでいない地域資源や新技術の活用により、農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備

2 交付要件

前項第1号、第2号ア及び第3号については、大規模停電等の発生時に、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる施設を整備するとともに、地方公共団体の地域防災計画協定に位置付けられる等、災害時の地域レジリエンスの強化に貢献する事業実施計画となっていること。

前項第2号イについては、再生可能エネルギーを活用しつつ、マテリアルを製造することができる施設を整備するとともに、地方公共団体等との連携協定に位置付けられる等、地産地消によるバイオマス資源循環の高度化の促進に貢献する事業実施計画となっていること。

なお、別記13第1第1項に基づき市町村が作成する農林漁業循環経済先導計画（以下「先導計画」という。）に位置付けられた施設を整備する場合は、農林漁業関連施設にエネルギー（電気・熱・ガス）やマテリアルを供給することにより、地域の

循環経済に資する事業実施計画となっていること。

3 対象施設

(1) 新設施設

事業採算性が確保できると認められる施設及びこれら施設の附帯施設

(2) 機能強化対策施設

先導計画に位置付けられたバイオマス利活用施設であって、地域資源やエネルギーの利用量等の増加、施設の高度化・効率化により更なる地域資源循環を進めるための機能を強化し、事業採算性が確保できると認められる施設の改修

(3) 成果拡大施設

エネルギー変換効率の向上や製造コストの低減、副産物（発酵残渣、燃焼灰、CO₂等）の有効利用、災害時対応等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業採算性が確保できると認められる施設の増設・改造

第2 事業実施主体

事業実施主体は、地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
 - (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。
 - (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
 - (4) 日本国に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
 - (5) 特認団体は、法人でない団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- なお、都道府県知事は、特認団体の認定を受けようとする事業実施主体がある場合には、交付申請書に特認団体認定申請書（別紙様式第17号）及び特認団

体に係る認定協議について（別紙様式第18号）を添付して地方農政局長等に提出するものとする。

- (6) 事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要かつ十分な組織体制を有していること。

第3 交付率

交付対象事業費の2分の1以内とする。ただし、1事業申請当たりの交付額の上限額は、第1第3項第1号の事業については3億円とし、第1項第3項第3号の事業については、5,000万円とする。

なお、上記に関わらず、先導計画に位置付けられた施設の整備については、交付金の上限額を10億円とする。

第4 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第5第3項の規定によるほか、次のとおりとする。

1 事業実施の実現性

(1) 農林水産業の振興等への貢献

事業実施により地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれること。

(2) 原料調達の安定性、持続性

原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。

(3) 導入技術の妥当性

導入技術が事業の目標を達成するための技術として妥当であること。

(4) 販路の安定性、持続性

製造された製品等の販路、利用先の確保が見込まれること。

(5) 施設規模等の妥当性

ア 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

イ 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

(6) 事業費の適正性

本要綱第5第1項又は第2項の規定により作成する事業実施計画の事業費の算定が、次のア又はイにより行われていること。

ア 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

イ 原則、3社以上の相見積りにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積り結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

(7) 事業収支の妥当性

ア 施設稼働後3年以内に事業収支が黒字となる計画であること。

イ 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

ウ 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画

が確認できること。

エ 施設の法定耐用年数期間内のIRR（内部収益率）が1%以上となる計画であること。

オ 本要綱第5第6項に規定する費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

(8) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

ア 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

イ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

ウ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。

エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。

(9) 第5により設定した成果目標の内容の妥当性

ア 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

イ 事業着手からバイオマスの利用及び再生可能エネルギーや製品等の利用開始までのスケジュールが計画されていること。

ウ 利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等について、モデル性があり、事業実施による波及効果が認められること。

(10) 事業実施主体の妥当性

ア 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。

ただし、事業実施主体が上記を満たせない場合かつ地方公共団体でない場合は、3年以上の経営実績を有し、上記を満たす親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

イ 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 事業完了後は、導入技術を運営管理できる技術者を有するか、又は他の事業者等の技術協力が得られること。

エ 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。

オ 事業実施主体の経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により確認できる情報を公開していること。

(11) その他

ア 事業実施主体が、事業を自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。

イ 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房

経理課長通知)に基づき算定されること。

2 事業趣旨との整合

- (1) 第1第1項第1号の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨の全てと整合していること。
- ア 農業生産活動から発生するバイオマスを活用することであること。
- イ 事業実施により、エネルギーと肥料等の複合利用を実施すること。
- (2) 第1第1項第2号アの事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨と整合していること。
- ア 事業実施により、複数のバイオマスの組み合わせや他の再エネ電源の併用によるエネルギーの地域内自給を目指すこと。
- (3) 第1第1項第2号イの事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業主旨と整合していること。
- ア 農作物非食用部や林地残材等未利用系バイオマスを活用して製造したマテリアルを利用するものであること。
- イ 事業実施により、マテリアル利用による地域資源循環の高度化が図られること。
- ウ 製造設備の稼働のために使用する電力等エネルギーに再生可能エネルギーを利用していること。
- (4) 第1第1項第3号の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨のうち2項目以上と整合していること。
- ア 事業実施により、これまでエネルギー利用されていない地域資源（農作物残渣（もみ殻等）、廃菌床、食品廃棄物、耕作放棄地等）を活用し、エネルギーの地域内自給を目指すこと。
- イ 事業実施により、発電だけでなく、副産物（発酵残渣、燃焼灰、CO₂等）を活用すること。
- ウ 事業実施により、技術としては確立しているが導入実績の少ない新技術を活用し、新たなイノベーションを進めること。
- なお、新技術は、別紙又はその他政府計画・戦略等に記載されているものとする。

第5 目標年度及び成果目標

事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び達成すべき成果目標の目標年度は、次に掲げるとおりとする。

1 成果目標の内容

地域のバイオマスを活用して得られる成果物の利用量等（生産した再生可能エネルギーの利用量等、製造するマテリアルの製造量等）について適切に設定するものとする。なお、機能強化対策施設及び成果拡大施設の場合は、改修・増設・改造により拡大する量や非常時における効果について記載すること。

また、先導計画に位置付けられた施設の整備にあっては、農林漁業関連施設へのエネルギー供給による成果（生産量や品質の向上等）についても記載すること。

2 達成すべき成果目標の基準

地域バイオマスを活用した産業化や地域への利益還元等の取組の強化の観点から適切に設定するものとする。

3 目標年度

施設整備完了から3年を経過した年度とする。

第6 事業の実施に関する事項

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要綱第5第1項又は第2項の規定により事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付し都道府県知事に提出するものとする。

(1) 事業実施主体の組織概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合であっては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他財務状況に関する必要な資料

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く。）である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他財務状況に関する必要な資料

(2) 利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料（様式任意）

第7 費用対効果分析の実施方法

本要綱第5第6項に規定する費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第23号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画書と併せて提出するものとする。

2 費用対効果の算定方法

(1) 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} : \text{総事業費}$$

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第23号の第2に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^{-n} \} \div \{ (1 + i)^{-n} - 1 \}$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \text{施設等別事業費} \div \text{当該施設等耐用年数}$$

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関

する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところによる。

- （3）総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第8 事業実施状況の報告

本要綱第30第1項の規定により、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業の最終年度から3年間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

- 2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第19号に規定されている項目）について、具体的に作成し、決算書等を添付するものとする。

なお、事業の最終年度の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画書（別紙様式第8号）に準じて作成する事業実施結果に係る報告書及び出来高設計書を添付するものとする。

第9 事業成果の評価

本要綱第31第1項の規定により、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第5第3項で定める目標年度の翌年度において、事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

- 2 1の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第19号に規定されている項目）について具体的に作成し、提出に当たっては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第10 その他

- 1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

- 2 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次の施策との連携等に配慮するものとする。

- （1）「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた取組
（2）「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクト
（3）「都道府県バイオマス活用推進計画」又は「市町村バイオマス活用推進計画」に

位置付けられた取組

- (4) 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づく「エネルギー供給事業導入計画（マスターplan）」に位置付けられた取組
- (5) 「バイオ戦略」に基づき選定された地域バイオコミュニティの形成に資する取組
- (6) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第5条第1項に規定する基本計画に位置付けられた取組
- (7) 別記13に基づき策定された農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組
- (8) 市町村が脱炭素先行地域に選定されている場合、地域脱炭素の実現に資する取組
- (9) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画に位置付けられた取組

新技術の対象となる技術例

(◆ 現状で実用化段階（「バイオマス利用技術の現状とロードマップ（令和4年9月6日バイオマス活用推進会議決定）」において新たに評価））

・液体燃料製造

エステル交換等によりバイオディーゼル燃料を得る技術

（原料）廃食用油、植物油

・固体燃料化

酸素供給を遮断又は制限して低温炭化することにより固形の燃料を製造する技術

（原料）下水汚泥

(◆ 5年後に実用化段階)

・固体燃料化

酸素供給を遮断又は制限して低温炭化することにより固形の燃料を製造する技術

（原料）木質系、草本系

・燃料製造

飲食店等のグリーストラップ由来の廃棄物を60℃以下で加温して油分をバイオ重油として抽出するとともに、抽出残渣をバイオガス化する技術

（原料）食品廃棄物（グリーストラップ由来）

・高速加水分解（亜臨界水処理技術）

亜臨界水領域で加水分解反応を迅速に進行させ、有機物が効率的に分解されることを利用して様々なバイオマスを資源利用する技術

（原料）木質系、草本系、食品廃棄物、家畜排せつ物等

・水素化処理

廃食用油を原料として水素化処理することでジェット燃料等を製造する技術

（原料）廃食用油

・メタン発酵（乾式）

微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術

（原料）食品廃棄物、資源作物、農作物残さ又は間伐材

・セルロース系発酵（第2世代）

加圧熱水や酸、アルカリ、糖化酵素等を利用して前処理・糖化したうえでエタノール発酵を行う技術

（原料）ソフトセルロース（稲わら等）、ハードセルロース（間伐材等）